

協働の指針 第1章について(たたき台)

第1章 指針策定の趣旨

【指針策定の背景、目的】

- ・自治基本条例が施行され10年経過する中、条例の見直しの提言を受け、協働の項目を追記。
- ・従来は、行政から参画の機会の提供を受けることが多かった。
- ・人口減少、少子高齢化、市民ニーズの複雑多様化など、社会背景が大きく変化している。
- ・これからは、参画だけでなく、市民からの協働の提案や、市民と行政がお互い手を取り合い、まちづくりを進めていく必要がある。
- ・市民と行政が協働することに対する共通の理念や意義、統一的なルールがない。
- ・多様な担い手がまちづくりを行っていく。
- ・地域課題を解決するための協働の基本原則の共有

【協働の意義】

- ・異なる組織等がお互いの知識や能力を出し合い、共通の目標の達成、課題解決に向け、対等な立場で連携する。
- ・常に一緒に活動することだけが協働ではなく、お互いの持ち場で成果を出していくことも協働。
- ・公共サービスの向上、地域活性、住民主体のまちづくりにつながっていく。

【協働の必要性】

- ・地域の特性に応じた政策や行政サービスを行う。そのうえで、地域への分権を進めるという新たな視点のまちづくり。
- ・行政だけで効果的な公共サービスを提供し続けることが難しくなっている。
住民も生活形態や生活時間が多様化する状況下で、互いに支え合う意識が希薄化してきている。(近所付き合いの希薄化)